

# はじめに

平成 20(2008)年 11 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法）」が施行され、平成 24(2012)年 12 月現在で 35 の地域において同法に基づく歴史的風致維持向上計画が認定されています。また、これに先立ち、平成 16（2004）年には景観法が施行され、全国の地方公共団体における景観の保全・形成に対する取り組みを支援する制度が整備されました。平成 24(2012)年 8 月現在で景観行政団体は 562 団体、景観法に基づく景観計画を策定した地方公共団体は 338 団体に達しています。このように、地域独自の歴史的な景観や資源を活かしたまちづくり（歴史まちづくり）が広がりを見せています。

これらの法律が整備される以前にも、さまざまな事業や支援等を駆使しながら、多くの地域が歴史まちづくりに取り組まれ、大きな効果をあげている例もあります。

一方で、法制度等が整うなかでも、未だ歴史まちづくりのきっかけや取り組み手法等を見出せていない地域も少なくないと想定されます。

我が国の都市の多くは、中世から近世にかけて都市の骨格が形づくられ、規模の大小を問わず、現在においても地域固有の歴史的・文化的な資産が残っており、歴史まちづくりの潜在的な資質を持っています。

歴史まちづくりは、前述の歴史まちづくり法に基づく認定計画や事業展開に至らずとも、歴史的・文化的な資産を保全・復元する取り組み、歴史的・文化的な資産をまちづくりの構成要素として活用して地域らしさを創出する取り組み、歴史性を踏まえた公共空間の質の向上等も含むものです。

本冊子は、国土交通省 国土技術政策総合研究所において、これまで調査・収集した歴史まちづくりに関する事業や取り組みなどの事例をとりまとめて、歴史まちづくりを推進するための手引き（案）としたものです。歴史まちづくりにおける施設整備等の技術的な手法のみでなく、歴史的な資源等を活かした住民のまちづくり活動への展開等の視点も踏まえて事例を紹介しています。

本書では、これから歴史まちづくりに取り組み、携わる多くの市町村担当者や地元で活動する NPO 等の市民組織、コンサルタント等の実務者が、歴史まちづくりに取り組む際の考え方から実務に至るまでの手引きとなることを念頭に置いて、情報を整理しています。歴史まちづくりを推進する多くの方々に活用され、良好な歴史まちづくりの一助となれば幸いです。

平成 25 年 2 月 4 日

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
環境研究部 緑化生態研究室長 栗原正夫